

基本計画【各論】

基本目標

1

**学びとつながりを深め、
豊かな心と生きる力が育つまち**

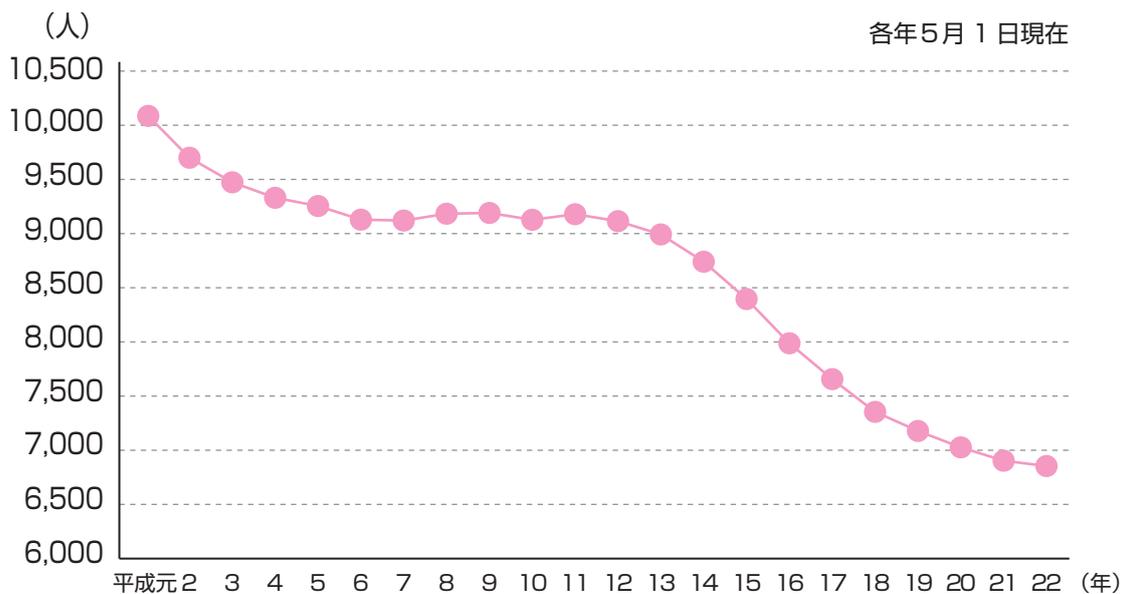
1. 家庭・学校・地域の連携による次代を担う子どもの育成

1. 幼児教育の充実

■ 現状

- 幼児教育は、生涯にわたる教育への第一歩であり、義務教育およびその後の教育の基礎を培ううえで大きな意義を持つことを踏まえ、小学校との連携を推進するなど教育の内容充実に努めるとともに学習環境の整備を進める必要があります。
- 本市では、平成19年(2007年)の幼児教育振興審議会の答申をうけ策定した「公立幼稚園の運営に係る基本方針」に基づき、集団教育の充実の観点から、平成24年(2012年)4月より公立幼稚園を7園から5園に再編成するとともに、きめ細やかな教育を行うため学級定員についても見直しを進めています。
- 幼児教育のあり方について、定期的に公私立連絡協議会を持ち、幼稚園教育の振興と充実について意見交換を行っています。

0歳～5歳の幼児人口推移



資料：市民生活部市民課（住民基本台帳及び外国人登録人口）

■ 課題

- 幼稚園では園児数の減少が続き、今後も少子化傾向が続くと予測されることから、地域の幼児人口と園児数の動態を見極めながら幼稚園の運営等について国の動向に注視し、検討する必要があります。
- 幼稚園が保有する幼児教育に関する知識・情報等を活用し、地域に根ざした子育て支援の充実を図るとともに、幼児期から青年期へと続く子どもの発達を見通し、教育の内容充実と小学校との連携の強化が必要です。

■ 基本方針

1. 家庭・地域との連携の強化に努め、子育て相談など幼稚園の機能の活用と充実に努めます。
2. 小学校にスムーズに移行できるよう連携を推進します。
3. 集団生活を通じて基本的な生活習慣を身につけるとともに、子どもの個性・特性を尊重した就学前教育の充実を図ります。



■ 主要な施策

1. 地域社会との連携の強化

- 幼稚園が保有する幼児教育に関する知識・情報等を生かし、地域の未就園児・保護者を対象とした子育て相談等の支援活動を進めるとともに、保育所・小学校・家庭・地域社会と連携しながら、幼稚園が地域の子育てを支えることができるように努めます。

2. 小学校との連携の強化

- 小学校への円滑な移行のため、園児と児童の交流の機会を増やし、連携を図ります。

3. 就学前教育の充実

- 幼児教育を生涯教育の第一歩として位置づけ、一人ひとりの幼児が遊びや直接体験を通じて、健やかに育つよう教育の内容や指導方法の充実を図ります。
- 幼児が安全に安心して学習できる環境をつくるため、幼稚園施設・設備等の充実に努めるとともに、遊びを通して幼児が生活体験を重ねられるよう、遊具の整備や園庭の緑化等の環境整備に努めます。

2. 学校教育の充実

■ 現状

- 家庭や地域の教育力を育成する取組みが進み、基本的な生活・学習習慣の確立、豊かな心の育成、子どもの安全確保を、学校・家庭・地域が一体となり推進しています。
- 本市では、改訂された学習指導要領と守口市教育方針に基づき、地域の実情を踏まえ、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進しています。さらに、「学力の向上」と「不登校・いじめ問題」の克服に向けての取組みを進めています。
- 平成21年度(2009年度)に「第二次守口市新しい学校・園づくり審議会」を立ち上げ、少子化の進行等を踏まえた小規模校のあり方や小中一貫教育の推進に向けた具体的方策の検討を進めています。
- 支援教育^{*}に向けての体制づくりを進め、全小・中学校に支援学級を設置し、個別のニーズに応じた支援を行うとともに、全校的な協力体制のもと

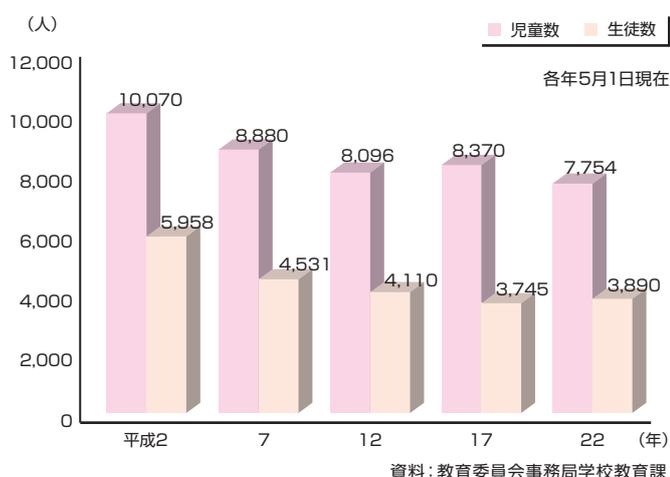
で交流教育・共同学習を行い、共に学び、共に育つ教育を推進しています。

- 子どもたちの学びの場、地域の避難所としての役割を持つ学校の耐震化を進めるため、平成20年(2008年)3月に守口市立小・中学校耐震化推進計画を策定し、順次耐震工事を実施しています。

■ 課題

- 魅力ある楽しい授業づくりを進め、「学ぶ意欲の向上」、「学力の向上」をめざし、授業の工夫・改善を進めていく必要があります。
- 子どもたちの「生きる力」を育てることを目標として、家庭との連携はもとより、地域による学校支援の枠組みをつくり、学校・家庭・地域が一体となった教育をさらに推進していく必要があります。
- 支援を要する児童・生徒に対しては、一人ひとりの教育的ニーズを把握したより一層の教育的支援と、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携による一貫した教育支援体制の充実が必要です。

児童・生徒数の推移



ICT機器を活用した授業

支援教育^{*}

障害のある幼児、児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導および必要な支援を行うこと。

■ 基本方針

1. 「確かな学力」「豊かな心」「たくましく生きる健康や体力」などの事柄を学び、それらを身につけようとする力を「学び力」として学校・家庭・地域が一体となって育成を図ります。
2. 自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を図るとともに、確かな学力の定着を図り、個性を生かす教育の充実と教員の資質向上に努めます。
3. 安全・安心な環境の中で、豊かな心をはぐくむ教育を推進するため、計画的に学校施設の耐震化を進めるとともに、学習環境の一層の整備を図ります。
4. 新しい学校・園づくり審議会の答申を踏まえ、子どもたちのより良い学びの場となる新しい学校づくりを推進します。
5. 児童・生徒の健康の保持増進と体力づくりを推進するため、学校教育全体を通じて、食育^{*}を含めた健康教育、安全教育の充実に努めます。
6. 人権尊重を基本とした教育を推進します。
7. 小・中学校の教職員の連携を深め、学校間の指導の継続性、一貫性を高めるとともに、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を推進します。
8. 支援を要する児童・生徒がその可能性を最大限に伸ばし、将来自らの選択により積極的に社会参加ができるよう、幼稚園、小学校および中学校の連携を図りながらきめ細かな教育を推進します。

■ 主要な施策

1. 教育内容の充実

(1) 学習指導の充実

- すべての教育活動において、読む力、書く力、伝えあう力を伸ばすとともに、知識や技能を習得し、それらを活用し、思考力・判断力・表現力の育成

を図り、課題を解決する能力を育てます。

- 電子黒板等のICT機器を積極的に活用し、体験活動・操作活動を取り入れ、授業・指導方法の改善に努めます。

(2) 学習習慣の確立や学ぶ意欲の向上

- 家庭学習・読書活動を進めるとともに、学習を支える規則正しい生活習慣づくりを家庭に働きかけ、学校と家庭とが一体となり、児童・生徒の学習習慣・生活習慣の確立を図ります。
- 自学自習力の育成や学習のつまずきの解消のため、継続性のある放課後学習等を進めます。

2. 支援教育の充実

(1) 学習指導の充実

- 発達障害^{*}を含めた、障害のある児童・生徒の状態や発達段階に応じた教育機会を保障するため、就園・就学指導等の充実に努めます。

(2) 教育環境の整備

- 支援を要する児童・生徒の能力や適性を最大限に発揮できるよう、教育内容の充実と施設・設備の整備を図ります。

3. 豊かな心の育成

(1) 心の教育の充実

- 人間としてのあり方や生き方について学び、社会の変化に対応できる人間性を育成するため、道徳教育を充実するとともに、自然体験・ボランティア活動等の社会体験や郷土の文化・伝統に親しむ活動の充実に努めます。

食育^{*}

食事の重要性、心身の成長や健康の保持・増進の上で望ましい栄養や食事の摂り方、正しい知識・情報に基づいて食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力、食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心、望ましい食習慣の形成、各地域の産物、食文化等を理解することなどを総合的にはぐくむ教育。

発達障害^{*}

自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などの総称。発達障害のある人（児）は、円滑な対人関係をもつことや、周囲の状況を察知することなどが苦手で、学校や職場であつれきを生きやすく、またその原因を個人の性格やしつけの問題と誤解されがちで、生活上さまざまな困難がある。近年、原因は脳の機能障害であり、早期の適切な支援により社会性等の発達が可能であることが明らかになってきた。平成17年4月には、発達障害のある人の自律及び社会参加への支援について定めた「発達障害者支援法」が施行された。

- 一人ひとりが互いに尊重し、豊かな社会生活を送るため、人権教育を総合的に推進します。

(2) 生徒指導の充実

- 児童・生徒がどんなことでも相談できるよう、校内の相談体制の充実を図ります。
- 教育センターでの教育相談の充実を図り、不登校解消に向けて適応指導教室の充実を進めます。
- いじめ・不登校・問題行動等の未然防止・早期対応に努め、関係機関や地域との連携を図ります。

4. キャリア教育の充実

- 児童・生徒が豊かな職業観・勤労観や職業に関する知識や技能を身につけるとともに、主体的に自分の進路を選択する能力・態度の育成を図るキャリア教育を進めます。

5. 健康教育・体力づくりの推進と安全教育の充実

(1) 健康教育の推進

- 「健康な生活」「体の発育・発達」「心の健康」「けがの防止及び病気の予防」についての資質や能力の育成を図ります。
- 「食」に対する関心・理解を深め、児童・生徒の健全な発達を促すため、食育を進めます。
- 家庭と連携し、生活習慣の改善を図ります。

(2) 体力づくりの推進

- 児童・生徒の体力・運動能力の向上に努めるとともに、家庭と連携し、運動習慣の定着を図ります。

(3) 安全教育の充実

- 児童・生徒が、日常生活全般におけるさまざまな危機や危険に対応できる能力をはぐくみます。

6. 教育条件の整備

(1) 教育施設の整備

- 児童・生徒が安全で安心して学校生活を送れるよう、施設整備の充実に進めます。
- 守口市立小・中学校耐震化推進計画に基づき、計画的に耐震化を進めます。
- 教育活動・施設全般における安全点検を定期的か

つ継続的に進めます。

- 特色ある草花の植栽や緑のカーテンなど学校での緑化を推進します。

(2) 子どもの安全確保

- 学校園の内外における事故や事件、不審者等から子どもを守るための体制づくりを進めます。

(3) 学校運営の改善

- 学校・家庭・地域が一体となり教育活動を展開するため、学校教育評価^{*}、学校評議員^{*}等を活用するとともに、校長が指導力、リーダーシップを発揮し、教職員のチーム力と創意工夫を活かし学校運営の活性化と、学校教育の充実を図ります。
- 学び力の向上、生徒指導の一層の充実を図るため、中学校区の実態を踏まえた小中連携の取組みに基づき、小中一貫教育を進めます。

(4) 教職員の研修の充実と多彩な人材の活用

- さまざまな教育課題に応じた研修を実施し、管理職を含め教職員の資質並びに指導力の向上を図ります。
- 学校支援地域本部^{*}を活用し、地域の多様な人材による学校支援ボランティアの協力を得て、授業支援や環境整備等に取り組み、学校教育を充実させます。
- 大学生による学習支援を進めるとともに、環境教育・キャリア教育など今日的課題に対応するため、大学・企業・NPO^{*}等との連携を図ります。

学校教育評価^{*}

当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行うこと。その結果に基づき、学校運営の改善を図り、教育水準の向上に努める。

学校評議員^{*}

当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解および識見を有するものの中から、教育委員会が委嘱し、学校運営に関して意見を述べる事ができるもの。

学校支援地域本部^{*}

地域全体で学校教育を支援するため、学校と地域の連携体制を構築する事業。地域の教育力向上を図る取組みとして平成20年度(2008年度)から実施している。

NPO^{*}

non-profit organization を略して NPO。営利を目的とせず、公益のために活動する民間の非営利団体。

3. 地域の教育力向上

■ 現状

- “家庭・学校・地域住民その他の関係者の相互の連携協力”が、社会教育の重要なテーマとして位置づけられています。
- 本市では、生徒等がさまざまな体験や交流を通じて人格形成がなされるよう、「中学校校区連携推進協議会^{*}」や「学校支援地域本部^{*}」活動を展開しています。
- 学校・地域で組織されている見守り隊等の活動によって、子どもが安全で安心して学べる環境づくりを進めています。
- 公民館等において、家庭教育の振興や家庭生活の向上、地域の連帯意識の涵養等を目的とした講座を提供しています。

■ 課題

- 子どもたちが「生きる力」をはぐくみ、心豊かに育つには、家庭・学校・地域が一層連携する必要があります。
- 地域の教育力を向上させるため、学校教育と社会教育が各々の役割を果たしながら、さらに連携を深める必要があります。

■ 基本方針

1. 地域教育活動の活性化を図り、体験や交流を通して、次代を担う人材の育成を図れるよう支援します。
2. 家庭・学校・地域が連携して、教育・子育て等の課題解決に向けた多様な取組みが行われるよう支援します。

■ 主要な施策

1. 家庭・学校・地域の連携強化

- 地域コーディネーター^{*}の活動の場を広げ、「中学校校区連携推進協議会」等、地域での活動の推進を図ります。
- 連携の強化を図り子どもたちが安心して学べる環境づくりを支援します。

2. 学校支援に関わる人材の確保

- 学校支援地域本部活動をさらに充実させるため、より多くの支援に関わる地域住民の確保に努めます。

3. 読書に親しむ環境づくり

- 守口市子ども読書活動推進計画に基づき、読書環境の整備・充実を進めます。そのため、生涯学習情報センターを中心として、各公共施設との連携を強化し、魅力ある読書活動の場の充実に努めます。
- 家庭・学校・地域が連携して子どもの読書活動を推進します。
- 読書に関する情報を発信し、読書活動の大切さを啓発します。



市民ボランティアによる出前おはなし会

中学校校区連携推進協議会^{*}

中学校区ごとに幼稚園、小学校および中学校における教育活動の活性化を推進するための組織。

学校支援地域本部^{*}

地域全体で学校教育を支援するため、学校と地域の連携体制を構築する事業。地域の教育力向上を図る取組みとして平成20年度(2008年度)から実施している。

地域コーディネーター^{*}

中学校やその校区内の小学校の求めに応じ、登録した住民のボランティア活動の調整を行う人。

4. 青少年の健全育成

■ 現状

- 近年、少子高齢化が急速に進行する中で、情報化・消費社会化が進み、家庭・学校・地域など青少年を取り巻く環境に大きな影響を与えています。
- 青少年の望ましい人間形成を図るため、青少年が多様な交流体験を通して、社会性、主体性をはぐくむ機会を提供しています。
- 児童の放課後等の安全な居場所として、全小学校に「もりぐち児童クラブ」を開設しています。

■ 課題

- 青少年の健全育成活動に地域住民の参画を促し、その充実を図る必要があります。
- 青少年を取り巻く有害環境への適切な対応に努める必要があります。

■ 基本方針

1. 青少年が心身ともに健やかに育つことができるよう、行事や体験を通じて充実した青少年活動を推進します。
2. 家庭・学校・地域をはじめ、関係機関が連携し、校区巡回等により、青少年を取り巻く環境の改善に努めます。
3. 放課後等の児童の居場所づくりとして、地域の協力を得ながら、「もりぐち児童クラブ」の充実に努めます。

■ 主要な施策

1. 青少年活動の推進

- 各種スポーツ・文化活動を通して青少年団体相互の交流を促進します。また、「こどもまつり」等のイベントを通して、年齢の異なる子どもたちの交流を推進します。
- 青少年関係団体の諸活動への支援を行うとともに、研修や交流を通じて指導者の養成に努めます。
- 青少年を対象とした、各種講座、グループ活動、異年齢間の交流等、さまざまな体験が得られる活動の充実を図ります。



こどもまつり

2. 青少年を取り巻く環境づくり

- 関係機関と連携を深め、校区巡回をはじめとしたさまざまな取組みを強化し、青少年を取り巻く環境の改善に努めます。
- 青少年が抱えている問題の解決を図るため、必要な情報の提供に努めるとともに、家庭・学校・地域や関係機関との連携を深めます。

3. 放課後等の児童の居場所づくり

- 児童が放課後等に活動できる場として、安全で安心して過ごせる環境をつくり、地域との交流や遊び等を通じた異年齢児童間の交流活動を育成するため、「もりぐち児童クラブ事業」の充実に努めます。

2. つながりとふれあいの推進

1. 生涯学習の充実

■ 現状

- すべての人々が、いつでも、どこでも学習やスポーツ、交流を行うことができ、その成果を活かすことができる社会の実現が求められています。
- 本市では、「守口市生涯学習推進計画」を策定し、市民の生涯学習活動を支援する施策を展開するため、生涯学習情報センターや公民館等で、文化活動をはじめ、多様な学習機会の提供に努めています。
- 公民館においては、地域の特色を活かした活動を推進するため、講座等の事業を地域の人々の参画を得て展開しています。
- スポーツ・レクリエーション活動促進のため、市民体育館、地区体育館に加え、学校体育施設等を開放し、また、淀川河川敷広場の管理運営とともに、企業内体育施設を活用し、スポーツ活動の場を市民に提供しています。
- 平成6年度(1994年度)からは、「生涯学習援助基金活動助成」制度に基づき、個人やグループの生涯学習意識の高揚、活動の推進に対する助成を行っています。

■ 課題

- 市民が個性と能力を伸ばし、充実した生活を送るため、多種多様な学びやつながりに結びつく生涯学習を推進していく必要があります。
- 市民の生涯学習を推進するためには、学校と社会教育機関はもとより、関係機関の連携による総合的な取組みが求められます。
- 市民の自主的な文化活動を推進するため、活動や発表の場を確保するとともに、継続的な活動への支援が必要です。
- 地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション活動を定着させるためには、指導者の養成、スポーツ団体等の組織の強化、健康やスポーツに対する市民意識の一層の高揚が必要となります。
- 生涯学習施設の老朽化が進んでいるため、生涯学習の場として良好な環境を確保する必要があります。



守口市生涯学習情報センター（ムーブ21）

■ 基本方針

1. 市民自らの学習ニーズに応じて、生涯学ぶことができるよう、また、その学習が社会に還元できるものとなるよう、新たな生涯学習推進計画に基づいて生涯学習推進体制の充実を図ります。
2. 市民の文化活動や多彩な交流を通じた学習を支援するため、生涯学習施設の機能充実と関係機関の連携強化を進めるほか、学習内容の充実に努め、指導者等人材の養成・確保を図ります。
3. 生涯学習援助基金を活用するなど、市民の自主的な学習活動等に対する支援に努めます。
4. 市民のスポーツ振興を図るため、市民のニーズに応じたスポーツ・レクリエーション活動の推進と施設の整備に努めるとともに、スポーツ団体や指導者の育成を図るなど、地域スポーツの充実を図ります。
5. 生涯学習施設の整備にあたっては、利用者のニーズを踏まえ、計画的に進めていきます。



公民館活動推進委員会企画講座

■ 主要な施策

1. 生涯学習推進体制の充実

- 新たな生涯学習推進計画を策定し、市民参加による生涯学習推進組織や、推進体制の機能充実を図ります。そのため、支援に当たる職員の専門的力を高めます。

2. 指導者の育成と学習相談の充実

- 市民等の文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、指導者の養成を図り、指導者登録制度を充実させます。
- 市民の自発的な学習を支援するため、学習相談の充実に努めます。

3. 自主的な活動への支援

- 「生涯学習援助基金活動助成」制度を活用し、生涯学習の推進が期待できる事業や活動に対して適切な助成を図ります。
- 市民のスポーツ振興を図り、生涯スポーツ社会を実現するため、地域住民が自主的に運営する総合型地域スポーツクラブ^{*}の活動を支援していきます。



生涯スポーツ(シャフルボード)

総合型地域スポーツクラブ^{*}

生涯スポーツ社会の実現を図るため、地域住民による自主的・主体的な運営で、地域を拠点とし、子どもから高齢者まで誰もがさまざまなスポーツに参加できるスポーツクラブ。

2. コミュニティ活動の推進

■ 現状

- 近年、地域福祉や防災・防犯、環境や景観の保全といった多様な場面で、地域コミュニティが果たす役割に期待が膨らんでいます。
- 少子高齢化や核家族化の進行、自治会等の役員の高齢化などにより、地域コミュニティにおける共助が難しくなりつつあります。
- 多様化する地域住民らのニーズに効率的・効果的に対応するため、市民活動団体と行政との協働によるまちづくりが不可欠となっています。
- 平成7年(1995年)の阪神淡路大震災以降、自治会等の地縁組織に加えて、ボランティア、NPO^{*}、事業者等が、防災、福祉、環境、まちづくり、医療、教育等さまざまな分野で公益的な活動を展開しています。
- 精神面での豊かさや人とのつながりを求めて、社会貢献活動に関心を持つ人が増えています。

■ 課題

- 共助の核となる自治会等の活性化と、未結成地域におけるコミュニティ形成への支援が必要です。
- 既存の市街地では高齢化への対応、また近年大規模な集合住宅等が建設された地域では新・旧住民の交流など、地域ごとに異なる課題の解決には、当該地域コミュニティの住民らによる主体的な取り組みが必要です。
- 市は、今後のまちづくりを進めるにあたり、自治会等の地縁組織、ボランティア、NPO、事業者等、多様な団体と連携・協力していかなければなりません。そのためにはまず、市内で活動する団体を把握し、活動実態に応じた支援策を講じる必要があります。

■ 基本方針

- 市は、将来的な地域自治のあり方や官民の連携について検討を進めながら、地域コミュニティの形成と活性化に向けて、地域の実情に応じた支援に努めます。
- 自治会等の地縁組織、ボランティア、NPO、事業者等をまちづくりのパートナーとして位置づけ、団体の育成や公益的な活動に必要な支援に努めます。

■ 主要な施策

1. 活動団体の実態把握

- 市内の自治会等の地縁組織、ボランティア、NPO、事業者等の実態および活動に関するニーズの把握に努めます。

2. 地域コミュニティの形成や活性化に対する支援

- 地域コミュニティの形成や活性化に寄与するよう、まちづくりに必要な情報を収集・発信し、啓発活動に努めます。

3. まちづくりに取り組む市民活動への支援

- 公益的な市民活動が発展するよう、学習・研修の機会や交流の場を提供し、ネットワーク化を図るなど、活動しやすい環境づくりに努めます。

NPO^{*}

non-profit organization を略して NPO。営利を目的とせず、公益のために活動する民間の非営利団体。

3. 文化・芸術の振興

■ 現状

- 本市では、守口文化センター等において、芸術文化鑑賞事業や文化教室を開催し、市民に優れた芸術や文化に接する機会を提供しています。
- 生涯学習情報センターのエントランスホールにおける「土曜ステージ」、カナディアン・スクエアでの多彩な催しなどを通じて、市民が文化・芸術活動に気軽に参加し、接する機会を提供しています。
- 市民の自主的な文化・芸術活動を奨励するため、市美術展覧会の開催をはじめ、文化・芸術団体の活動を支援しています。
- 全国で初めて現代南画を常設展示する美術館として、「守口市現代南画美術館」を設置しています。

■ 課題

- 市民の心の豊かさをはぐくむため、文化・芸術に接する機会や場の一層の拡充を図り、市民の自主的な文化・芸術活動を支援することが求められています。
- 文化・芸術の拠点施設である文化センター、生涯学習情報センターなどの施設の特性を活かし、より一層の文化・芸術活動を充実させる必要があります。
- 本市では、定住・交流人口^{*}の増加につながるような文化的な個性の発信が求められています。

■ 基本方針

1. 心豊かで潤いのある市民生活を実現するため、文化・芸術に接することができる機会の拡充と内容の充実を図ります。
2. 市民の文化活動における自主性や創造性を尊重しながら、文化団体・グループの育成を推進します。

3. 伝統文化の継承や新たな文化の創出を通じて、市民が誇れるまちとしての個性の確立に努めます。

■ 主要な施策

1. 文化・芸術活動の充実

- 文化・芸術活動を行う市民、団体等とそれぞれの役割を明確にしながら連携・協働し、ともに本市の文化・芸術を振興するため、文化・芸術振興条例の制定を検討します。
- 文化活動の情報提供の充実を図るとともに、文化施設等を活用しながら、市民が広く参加できる機会や場の提供に努めます。
- 職員は率先して本市の文化・芸術に関する情報の発信に努めます。

2. 文化・芸術活動への支援と人材育成

- 市民の自主的な文化団体・グループの育成や活動に対する支援を行うとともに、文化センターと生涯学習情報センターの各々の特性を活かし、文化・芸術活動の担い手となる人材の育成に努めます。



ムーブ 21 土曜ステージ（800 回記念ステージ）

交流人口^{*}
通勤、通学、スポーツ、買い物、観光などにより、その地域を訪れる（交流する）人口。

4. 文化財の保存と活用

■ 現状

- 本市には、東海道57番目の宿場町「守口宿」や「文禄堤」をはじめ、由緒ある神社や寺院等が残されており、その中には国の重要文化財が2件、府指定有形文化財が4件、府指定天然記念物が2件、それぞれ指定されています。
- 本市では、平成9年(1997年)に「守口市文化財保護条例」を制定し、市指定文化財として、有形5件、無形1件を指定し、市民共通の財産でもある文化財の保存と活用に努めるとともに、在郷の武家屋敷として極めて貴重な遺構である中西家住宅を整備し、平成13年(2001年)に「もりぐち歴史館」として開館し、一般に公開しています。
- 地域に根ざした伝統文化を継承するため、文化財愛護団体や郷土芸能の保存・継承団体への助成、関連講座の開催など文化財の保護と市民の郷土意識の高揚を図っています。
- 本市では、埋蔵文化財、民俗文化財や歴史資料などを収集・保存しています。

■ 課題

- 本市の歴史や文化財に対する理解を通じて、郷土への愛着を醸成するため、文化財の保存と常設展示ができる施設の確保が必要です。
- 市民の理解と協力を得て、地域に根ざした伝統文化を継承していくことが必要です。

■ 基本方針

1. 本市の文化財を保存・継承するため、引き続き、文化財の調査・研究を進めるとともに、文化財の展示・収蔵施設の確保に努めます。
2. 郷土の歴史や文化財に対する誇りと愛着が持てるよう、文化遺産に接する機会の提供に努め、

その魅力を市内外に発信していきます。

3. 地域の歴史や風土に根ざした伝統文化を保存・継承し、その文化的活用を図るため、有形・無形の文化財の発掘と顕彰に努めます。

■ 主要な施策

1. 文化財展示・収蔵施設の設置

- 文化財の保存と活用を図るため、常設展示できる施設を確保し、もりぐち歴史館「旧中西家住宅」とともに文化財を保存・活用していくことに加え、地域の伝統文化についての体験学習やワークショップ等の講座を提供します。

2. 文化財の魅力の発信

- 文化財に対する興味・関心を喚起し、郷土への愛着心を高めるため、文化財講座・企画展等の充実に努めます。
- 本市の文化遺産の魅力を市内外に発信するため、周遊コースの充実やマップの作成等を図るとともに、文化財ボランティアの育成に努め、これらの文化財関連事業との連携を推進します。

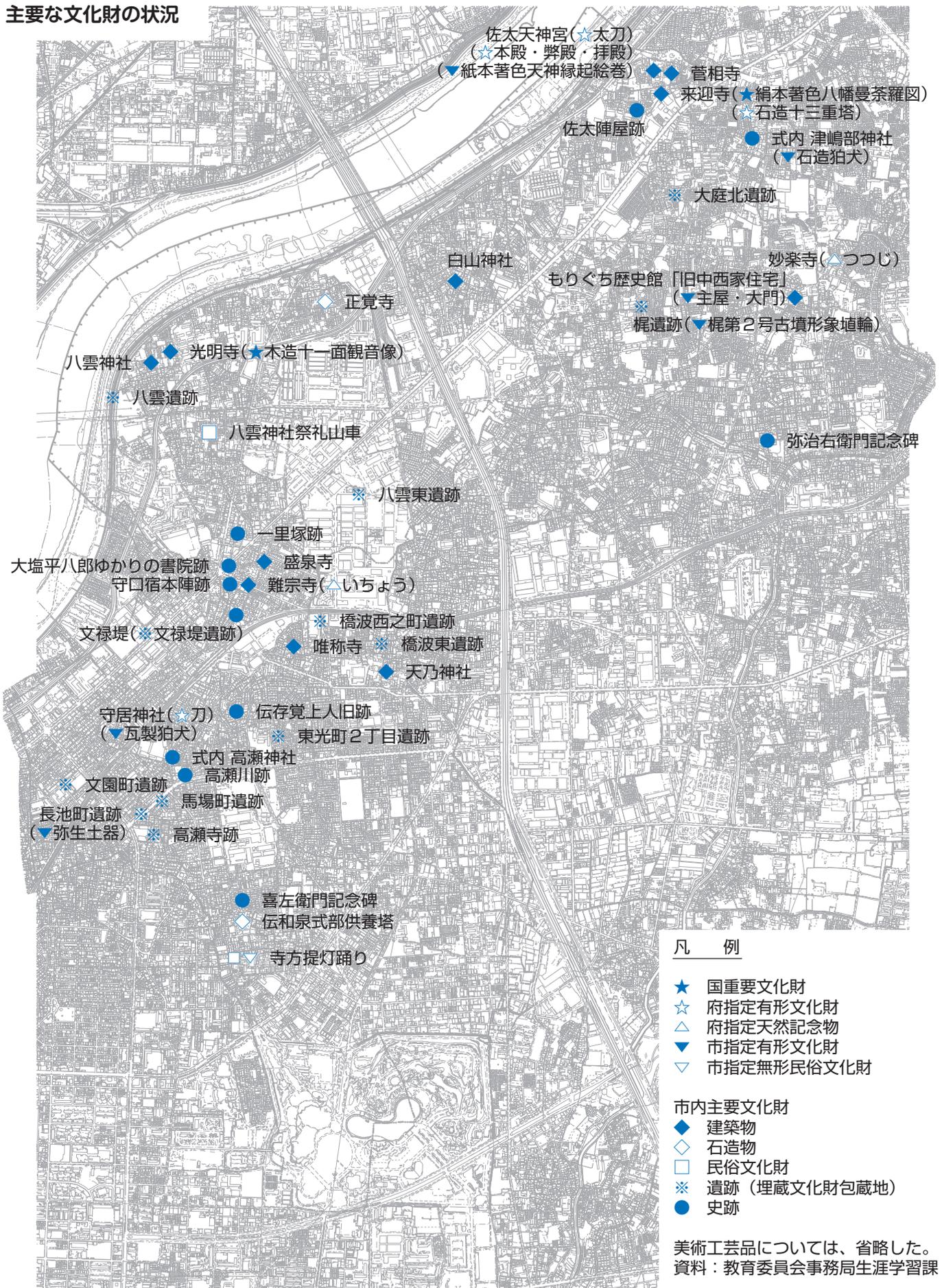
3. 文化財の保護

- 市は、市民参加を図りながら、文化財の発掘・調査・収集を行うとともに、適切な保存と評価に努めます。
- 文化財固有の価値や特色を広く情報発信し、その顕彰に努めます。



もりぐち歴史館「旧中西家住宅」

主要な文化財の状況



凡例

- ★ 国重要文化財
- ☆ 府指定有形文化財
- △ 府指定天然記念物
- ▽ 市指定有形文化財
- ◇ 市指定無形民俗文化財

市内主要文化財

- ◆ 建築物
- ◇ 石造物
- 民俗文化財
- ※ 遺跡(埋蔵文化財包蔵地)
- 史跡

美術工芸品については、省略した。
資料：教育委員会事務局生涯学習課

5. 国際・国内交流の推進

■ 現状

- 国際化の進展により、都市間での相互交流や国際協力はもとより、地域での多文化共生社会の形成が求められており、昭和38年(1963年)にカナダ・ニューウエストミンスター市と姉妹都市提携を、昭和63年(1988年)に中国・中山市と友好都市提携を結び、使節団の行き来等を通じて、経済・文化・教育・スポーツ等の各分野での相互交流を深めるとともに、次代を担う青少年の友好交流を推進しています。
- (財)守口市国際交流協会は、ボランティアの発掘・育成に努めつつ、国際交流に関する情報の収集や発信、市内在住外国人との交流事業等、市民レベルでの交流を展開しています。
- 国内では、高知県東洋町、和歌山県かつらぎ町と友好提携、また、滋賀県高島市とは、友好交流を結び、文化・産業など各分野において交流を行ってきました。



■ 課題

- 国際化の進展に対応するためには、市民の国際理解・国際感覚の醸成を図る必要があります。そのため在住外国人を含めた市民間の身近な交流をさらに促進し、異なる文化や習慣などの相互学習を盛んに行い、互いの理解を深めていくことが重要です。
- 国内外の姉妹都市・友好都市とは、市民レベルでの交流をさらに推進していく必要があります。

■ 基本方針

1. 国際交流関係団体との連携を密にし、国際交流ボランティアの発掘・育成に努めるとともに、幅広い市民ネットワークを構築し、市民主体の国際交流を推進します。
2. 友好都市をはじめとする国内外の都市との市民レベルでの交流を推進します。



国際交流フェスティバル

■ 主要な施策

1. 国際交流・国際理解の推進

(1) 国際交流活動の促進

- 市民が主体的な国際交流活動を行うため、国際交流ボランティア、NPO^{*}、NGO^{*}等団体のネットワークの形成を促進し、国際交流事業の充実を図ります。

(2) 海外諸都市との交流

- 姉妹・友好都市をはじめとする海外諸都市との教育・文化・経済や青少年の交流事業を通じて、各分野での市民レベルでの交流を促進するとともに、国際化社会に対応できる人材の育成に努めます。

(3) 国際理解の推進

- 国際的な感性や視野を養うことができるよう、学校教育の場を通じて国際理解教育の充実を図ります。
- 市民の身近なレベルでの国際理解を推進するため、外国語学習、国際理解等の各種講座を開催するとともに、国際交流情報の収集と発信に努めます。また、在住外国人のための日本語学習などの機会を提供します。

2. 国内都市等との交流の促進

- 市民休暇村の設置が契機になって友好提携している和歌山県かつらぎ町、高知県東洋町、また、友好都市である滋賀県高島市との交流を推進するため、レクリエーション・教育・文化・産業等さまざまな分野で市民レベルの交流を推進します。



守口友好市場

NPO^{*}

non-profit organization を略して NPO。営利を目的とせず、公益のために活動する民間の非営利団体。

NGO^{*}

non-governmental organization を略して NGO。平和・人権問題などで国際的な活動を行っている非営利の民間協力組織。